

愛知県図書館寄贈資料受付及び選択基準

1 寄贈資料の受付

- (1) 既に所蔵している資料と同じものは、原則として受け付けない。ただし、地域資料、複数の部門で利用に供することが望ましいもの、特に利用の多いものについては受け付ける。
- (2) 地域資料に該当するものは積極的に受け付ける。特に、書店等で販売されない資料で本館が必要とする資料は、積極的に寄贈を依頼したうえで受け付ける。
- (3) 図書以外に新聞、雑誌、録音・映像資料、電子資料、視覚障害者用資料を対象とする。ただし、継続的な寄贈を見込めない新聞や雑誌、地域資料以外の映像資料は受け付けない。
- (4) 地域資料以外の資料で、出版から10年以上を経過した資料は受け付けない。
- (5) 本館の意思にかかわらず、郵送等により寄贈された資料は、受け付けたうえで、蔵書として受け入れるものを選択する。なお、選択しない資料は返還しない。

2 寄贈資料の選択

- (1) 寄贈された資料は、「愛知県図書館資料収集方針」及び「愛知県図書館資料選択基準」に基づき蔵書として受け入れるものを選択する。
- (2) 寄贈された資料で受け入れないものは、一定期間保管した後、廃棄する。ただし、他の図書館等で有効利用される可能性のあるものは、適宜、適切な図書館等に照会をかけた譲渡できるものとする。

3 選択の具体的な基準

- (1) 原則として受け入れる資料
 - ア 「愛知県図書館資料選択基準」「2 地域資料」において、網羅的あるいは積極的に収集するとした資料
 - イ 国の刊行物（パンフレット類を除く）
 - ウ 都道府県史
 - エ 東海地区（岐阜県、三重県、静岡県）及び愛知県に関わりの深い地域の自治体史
 - オ 国が指定する文化財に関する調査報告書等
 - カ 東海地区（岐阜県、三重県、静岡県）の文化財（有形、無形、埋蔵、史跡、名勝、記念物等）の調査報告書等
 - キ 県内市町村立図書館の蔵書で、保存の依頼のあったもの（既蔵書を除く）
 - ク 欠号（年鑑類・全集など）、汚損又は破損資料、所在不明資料等の補充用とするもの
- (2) 原則として受け入れない資料
以下にあたる資料は、原則として受け入れない。受け入れる場合は、資料検討会議に諮るものとする。
 - ア 個人情報保護条例、著作権法等の法規に反することが明白な資料
 - イ 手書きによるものや未製本のものなど、出版物の体裁を持たないもの（近代以前の「写本」は除く）
 - ウ 文意が不明瞭なもの、著しく論理性を欠くもの

- エ 歴史的な価値や主要な賞の受賞歴のない漫画(特定の主題を持つものを除く)
- オ 個人、団体の宣伝を目的としたもの
- カ 受験のための問題集など
- キ 低俗、不健全なもの
- ク 形態上、利用・保存に適さないもの
- ケ 汚損または破損のため、利用に耐えないもの
- コ 映画の著作物等、貸出を行うために著作権者への補償金等を必要とするもの(ただし、参考資料や地域資料等として利用し、貸出を行わないものは除く)
- サ リーフレット類(ただし、地域資料を除く)
- シ 雑誌で、新しい号を継続して寄贈されないもの(地域資料、廃刊・休刊中の雑誌、欠号の補充を除く)

(3) 選択して受け入れる資料

(1) 及び(2)にあたる資料以外は、選択して受け入れる。ただし、以下のものは特に慎重な検討を行う。

- ア 宗教的な主張を行うもの
- イ 政治的な主張を行うもの
- ウ 医療、健康に関するもの
- エ 非科学的なもの
- オ 類書の多いもの
- カ 既刊書で情報が古く資料的な価値の乏しいもの
- キ 一揃いの資料で、欠けている部分があるもの
- ク 内容が高度あるいは専門的で、利用が極めて限定されるもの
- ケ 逐次的に刊行される資料で、継続的に保存する価値の乏しいもの
- コ パンフレット類(ただし、地域資料を除く)

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成24年4月1日から施行する。
- (廃止)
- 2 寄贈図書受け入れ基準(平成6年4月1日施行)は廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成29年11月16日から施行する。
- (廃止)
- 2 愛知県図書館寄贈資料受け入れ基準(平成24年4月1日施行)は廃止する。

附 則

この基準は、令和7年3月1日から施行する。